



本部主管案件

個別案件(専門家)

2015年05月16日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)教育政策アドバイザー (英)Education Advisor to Ministry of Education
対象国名	グアテマラ
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	貧困層の生活改善プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済開発
開発課題	貧困層の生活改善
プロジェクトサイト	グアテマラ国 グアテマラ市
協力期間	2013年03月13日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Ministry of Education

プロジェクト概要

背景	グアテマラ共和国は「教育政策2008-2012年」の中で「質の伴った教育の促進」、「最貧困地域を中心とした就学率の向上」等、8つの教育政策を掲げている。なかでも、教育の質向上は、過去4政権に渡り重視している政策であり、本政策達成のために「社会文化背景に合致した国家教育カリキュラムの普及」や「教員の育成」を戦略目標として掲げている。 こうした背景の下、グアテマラ政府はホンジュラス共和国算数指導力向上プロジェクト(PROMETAM)の成果を踏まえ、算数科教材完成と教育省職員などグアテマラ国人材の算数能力強化のための支援を我が国に要請し、算数指導力向上プロジェクト(GUATEMATICA)が実施された(2006年4月-2009年3月)。同プロジェクトでは、成果品として初等教育1-6年生の算数科教材(教師用指導書・児童用作業帳)が作成され、同教材は国定教材として全国配布が決定された一方で、2008年8月に実施された終了時評価では、GUATEMATICA教材を有効に活用するための研修、教員の指導力向上の必要性が確認された。 これらを踏まえ、教員研修担当者の能力向上を通じて、GUATEMATICA教材の使用状況の改善及び小学校教員の算数指導力向上を図る算数指導力向上プロジェクト・フェーズ2(GUATEMATICA2)が実施され(2009年11月-2012年10月)、同プロジェクト終了時評価においては、教員再教育プログラム(PADEP-D)講師の能力強化、PADEP-Dの教員指導力向上への有効性といった成果が確認された。 これまでの協力を通じて、教科書と指導書を通じた教員の指導力は向上しつつある。これに加えて、グアテマラ政府教育省はPADEP-Dの全国展開や全公立校への教科書・指導書の配布等、GUATEMATICA教材・指導法の更なる普及・定着に向けた取り組みを行っているものの、予算や体制面での課題も多いのが現状である。かかるグアテマラ政府の取り組みに対して、適切かつ効果的な助言・提言を行うことにより、これまでのGUATEMATICAプロジェクトの成果の一層の普及が期待される。
上位目標	グアテマラ国において、算数教育の質が向上する
プロジェクト目標	グアテマラ国教育省に対する助言等を通じてグアテマラ国内にこれまでの日本の協力成果が普及される

成果	1.グアテマラ国の算数教育上の課題が整理・分析され、同国教育省に対する助言・提案がなされる
----	---

- 2.日本の協力により作成された国定指導書及び教科書の正しい運用がより広い範囲で定着する
- 3.教員の算数科授業及び教員の算数指導力向上に向けた取り組みに関する好事例が教育現場で共有される
- 4.他ドナーとの援助協調を通じてプロジェクト(GUATEMATICA 1, 2)の成果が普及される

活動

- 1.グアテマラ国教育省に対する助言・提案
 - 1-1 教育省C/P、関係機関、ドナーを通じ、教育セクターの動向(特に算数教育関連事項)に関する以下の情報を収集・分析し、政策的助言、技術的支援の詳細、範囲等について検討する。
 - ・算数科教科書及び同教師用指導書の配布・活用状況
 - ・全国算数教育プログラム実施状況及び今後の実施方針(県毎の実施体制、具体的活動・成果、将来計画、各県教育事務所算数技官の算数指導料区の現状等も含む)
 - ・教員再教育プログラム(PADEP-D)実施状況(過去の実績、将来計画も含む)
 - ・全国教員随伴指導制度(SINAE)実施状況(過去の実績、将来計画も含む)
 - ・教員養成課程改編の内容・実施状況
 - ・算数科授業の現状及び児童の算数科学力の現状
 - ・教育省の2013、2014、2015年度年間計画策定の状況、計画の内容、予算配分計画等
 - ・教育分野ドナー支援の動向調査(ドナーハイ会議への出席、各ドナーの支援状況に関する情報収集・分析)
 - 1-2 1-1の情報収集・分析結果に基づき、教育省に対して政策及び制度改善に係る提言・助言を行う。
- 2.国定指導書及び教科書の運用の定着
 - 2-1 C/Pが実施する算数科教科書及び同教師用指導書の改訂案作成を支援する。
 - 2-2 各県教育事務所の算数技官の算数指導力向上に必要な方策の取りまとめとC/Pによる実施を支援する(フォローアップ協力等への申請・実施支援を含む)。
 - 2-3 国定指導書及び国定教科書の運用状況についての情報収集及びこれに基づく改善策の検討を行う。
- 3.算数科授業及び指導力向上に向けた取り組みに関する好事例の共有
 - 3-1 教員の算数科授業及び教員の算数指導力向上に向けた取り組みに関する好事例集の作成とC/Pによる普及への支援を行う。
 - 3-2 「算数大好き!」広域プロジェクト域内相互協力活動を通じて周辺国の活動や成果についても情報収集を行うとともに、必要に応じてC/Pの活動に対して助言・支援を行う。
 - 3-3 3-1、3-2の優良事例を教育省関係者と共有し、ナショナルプログラムである『Me gusta Matematica』などを通じて全国的な教育の質向上につながる助言を行う。
- 4.プロジェクトの成果の普及
 - 4-1 日常業務やドナーハイ会合等の機会を通じ、JICA事務所と調整の上、上記活動等に関する情報発信を行う。

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | 専門家派遣 1名(海外 24MM)
在外事業強化費(ローカルコンサルタント傭上費含む) |
| 相手国側投入 | カウンターパート配置、研修実施経費、教材印刷費用、専門家執務室、専門家執務室光熱費等 |

実施体制

- (1)現地実施体制 現地実施体制：教育省(教育の質管理局-DIGECADE-、内外協力局-DICONIME-)、中等教育教員養成機関(サンカルロス大学)
国内支援体制：特に想定していない

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | 算数指導力向上プロジェクト フェーズ1・2 |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | 中米経済統合銀行(BCIE)および世銀が教員再教育プログラムへの財政支援を実施している。
カナダの教育開発基金(FODE)、プラン・インターナショナル、ノベジャ財団が、技プロ「算数指導力向上」により作成された教材の普及や教員研修等に対する援助を小規模ながら実施している。 |



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2013年06月18日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)算数指導力向上プロジェクトフェーズ2
(英)Project for Improvement of Mathematics Education (Guatemala) Phase 2

対象国名 グアテマラ

分野課題1 教育-初等教育
分野課題2
分野課題3
分野分類 人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名 保健衛生及び基礎教育改善プログラム
援助重点課題 持続的開発
開発課題 社会サービスの向上
プロジェクトサイト グアテマラ全土
署名日(実施合意) 2009年09月22日

協力期間 2009年11月01日 ~ 2012年10月31日

相手国機関名 (和)教育省、サンカルロス大学
相手国機関名 (英)Ministerio de educacion, Universidad de San Carlos (USAC)

プロジェクト概要

背景 グアテマラ共和国は「教育政策2008-2012年」の中で「質の伴った教育の促進」、「最貧困地域を中心として就学率の向上」等、8つの教育政策を掲げている。なかでも、教育の質向上は、過去4政権に渡り重視している政策であり、本政策達成のために「社会文化背景に合致した国家教育カリキュラムの普及」や「教員の育成」を戦略目標として掲げている。一方で、2006年に実施された算数と国語のラテンアメリカ・カリブ諸国学力調査の結果、グアテマラは参加15カ国中14位であり、教育省は学力向上のための方策を模索していた。

こうした状況の下、グアテマラ政府はホンジュラス共和国算数指導力向上プロジェクト(PROMETAM)の成果を踏まえ、算数科教材完成と教育省職員などグアテマラ国人材の算数能力強化のための支援を我が国に要請し、算数指導力向上プロジェクト(GUATEMATICA)が実施された(2006年4月~2009年3月)。

同プロジェクト・フェーズ I では、成果品として初等教育1~6年生の算数科教材(教師用指導書・児童用作業帳)が完成した。同教材は国定教材として全国配布が決定したものの、2008年8月に実施された終了時評価では、GUATEMATICA教材を有効に活用するための研修、教員の指導力向上の必要性が確認された。

これらを踏まえ、教員研修担当者の能力向上を通じて、GUATEMATICA教材の使用状況の改善及び小学校教員の算数指導力向上を図る算数指導力向上プロジェクト・フェーズ II(GUATEMATICA II)に対する技術支援要請が、グアテマラ政府から我が国に対してなされた。なお、同国の現職教員研修は2009年6月下旬より教員再教育プログラム(PADEP-D)に一本化されることとなった。PADEP-Dは2017年までに全国の現職教員に2年間の課程を履修せることにより、短大卒と同様の資格を付与するというものである。我が国には、PADEP-Dの中の算数教育分野への技術支援が求められている。

上位目標 教員再教育プログラム(PADEP-D)実施地区の小学生算数科の成績が向上する

プロジェクト目標 教員再教育プログラム(PADEP-D)を受講した小学校教員の算数指導力が向上する

成果 1. PADEP-Dの算数分野講座で使用する講座指導計画と講師用指導ガイドの質が向上する
2. PADEP-Dの算数講座講師の能力が向上する

	3. PADEP-Dの実施地区の講座講師、教員、教育省職員等の算数指導力向上に対する意欲が高まる
活動	<p>1-1. 広域「算数大好き！」プロジェクトが実施する広域研修に参加する 1-2. PADEP-Dの算数分野2講座の講座指導計画作成のための活動計画を立てる 1-3. 講座指導計画を作成する 1-4. 講座指導計画を教育省、国立サンカルロス大学と共有する 1-5. 講座指導計画を必要に応じて改訂する 1-6. PADEP-Dの算数分野2講座の講師用指導ガイド作成のための活動計画を立てる 1-7. 講師用指導ガイドを作成する 1-8. 講師用指導ガイドを教育省、国立サンカルロス大学と共有する。 1-9. 教員再教育プログラム算数講座において講師用指導ガイドを試用する 1-10. 算数講座講師の行う算数講義をモニタリングする(サンプリング) 1-11. 算数講義のモニタリング結果を分析する 1-12. PADEP-Dの算数講座受講者が小学校で行う実習(授業)をモニタリングする(サンプリング) 1-13. 実習のモニタリング結果を分析する 1-14. 必要に応じて講師用指導ガイドを改訂する 1-15. 講座指導計画と講師用指導ガイドを完成させる</p> <p>2-1. PADEP-Dの算数分野2講座の講師に対して行う導入研修の実施のための活動計画を立てる 2-2. 算数講座講師に対して導入研修を実施する 2-3. 算数講座講師の行う算数講義をモニタリングする(サンプリング) 2-4. 算数講義のモニタリング結果を分析する 2-5. PADEP-Dの算数講座受講者が小学校で行う実習(授業)をモニタリングする(サンプリング) 2-6. 実習のモニタリング結果を分析する 2-7. 必要に応じて、算数講座講師への導入研修を改善する</p> <p>3-1. 定期刊行物を発行する 3-2. 算数指導力向上に対する意欲を喚起するために経験共有セミナーを開催する</p>
投入	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 長期専門家1名(算数教育) b. 短期専門家 (必要に応じて) c. プロジェクト調整チーム d. プロジェクト実施のための補足経費(講師用指導ガイド試用版の印刷費など) e. 広報(定期刊行物、経験共有セミナーなど) f. 広域プロジェクトからの技術支援(必要に応じて) <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> a. カウンターパート(コアグループ)の配置 (5名:教育省技官4名、USAC教官1名) b. 講座講師に対する導入研修の実施経費 c. 講師用指導ガイドの印刷・配布経費、およびPADEP-D算数講座に必要となるその他教材の費用 d. コアグループが行うモニタリングの旅費 e. PADEP-D受講者のためのGUATEMATICA教材の印刷・配布経費 f. プロジェクト執務室(電気・水道代等、維持経費を含む) <p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. PADEP-Dが計画通り実施される 2. グアテマラ側カウンターパートが継続勤務する 3. PADEP-Dが継続して実施される 4. PADEP-Dを受講した小学校教員が継続勤務する
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>プロジェクトダイレクター : 教育省教育技術担当次官 プロジェクトサブダイレクター: 中等教育教員養成学校長(サンカルロス大学) プロジェクトマネージャー : 教育省教育の質管理局長</p> <p>*他、添付2 プロジェクト実施体制図を参照。なお、広域「算数大好き！」は2011年3月に終了している。</p> <p>プロジェクト 教育分野課題アドバイザーによるTV会議システム等を利用した教材の作成支援。</p> <p>(2)国内支援体制</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の 援助活動</p> <p>「算数指導力向上プロジェクト(Guatemala)フェーズI」(2006年4月1日-2009年3月31日)及び青年海外協力隊(小学校教諭隊員など)の派遣。</p> <p>(2)他ドナー等の 援助活動</p> <p>FODE(カナダの教育開発基金)やプラン・インターナショナル、ノベジャ財団がGUATEMATICA教材の普及や教員研修等に対する援助を、小規模ながら実施している。</p>



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2015年05月16日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県母と子どもの健康プロジェクト (英)Project for Maternal and Child Health in Quetzaltenango, Totonicapan, and Solola in the Republic of Guatemala
対象国名	グアテマラ
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	貧困層の生活改善プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済開発
開発課題	貧困層の生活改善
プロジェクトサイト	ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県
署名日(実施合意)	2011年01月19日
協力期間	2011年03月01日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和)保健省、ケツアルテナンゴ県・トニカパン県・ソロラ県地域保健事務所
相手国機関名	(英)Ministry of Public Health and Social Assistance, Health Area Directions

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下「グ」国)は中米諸国の中で保健指標の改善が遅れており、妊産婦死亡率290(出生10万対、2005年)、新生児死亡率19(出生千対、2004年)、乳児死亡率31(出生千対、2005年)、乳幼児死亡率41(出生千対、2006年)全てにおいて、周辺国のエルサルバドル国、ホンジュラス国、ニカラグア国よりも高い値を記録している(WHOSIS 2008)。この傾向は、36年に及ぶ内戦の犠牲者や先住民族が多く居住する西部地域において顕著となっている。「グ」国保健省は適切な知識・技能が不十分なTBA(Traditional Birth Attendant.伝統的産婆)による分娩介助と施設分娩へのアクセスの悪さがこの原因の一つと捉えており、「グ」国政府は「国家保健計画2008-2012」(注2)の中で地方村落部における保健医療サービスの拡充、特に施設分娩率を高める政策を打ち出した。同計画に基づき、各ティストリクト(複数自治体の集合体)に設置されている保健センターのCAP(Centro de Atencion Permanente. 24時間診療センター)化、世界銀行の「母親と子どもの健康栄養プロジェクト」支援によるCAIMI(Centro de Atencion Integral Materno Infantil. 母子総合ケアセンター)の全国レベルでの新設、また、2009年度以降、地方村落部への医療従事者の配置増が行われている。

「グ」国の要請に基づき、2005年10月から2009年9月までケツアルテナンゴ県内6市を対象地域として当機構は「子どもの健康プロジェクト」を実施し、プロジェクト前半は、保健所や保健ボストにおける母子保健サービスの質の改善(妊産婦と母親への情報提供やワーキングショップの機会提供、乳幼児健診促進等)を図り、プロジェクトの後半は、一次・二次保健施設の枠組みから活動範囲を拡大し、三次病院を拠点とした保健医療従事者への継続教育の実施や症例検討会の定期化、母子記録簿を用いた低体重児のモニタリングとフォローアップを推進した。その結果、保健医療施設での乳児受診や乳幼児健診の増加、地域の保健医療施設と病院との連携強化等の成果が確認された。また、当機構による中米・カリブ地域広域案件「看護基礎・継続教育強化プロジェクト」(2007年8月~2010年8月)を通じて、「グ」国にリプロダクティブヘルス委員会が設置され、看護教育の標準化に向けて、看護基礎教育カリキュラム作成のための活動が実施されている。看護師ファシリテーター養成研修を経て、産前健診等の研修内容を含む地方委員の養成研修が行われるなど、中央での人材育成が地方の実践に反映されつつある。

このような中、「グ」国保健省は「子どもの健康プロジェクト」のフェーズⅡとして、住民の7割が

キチエ語、マム語、カクチケル語を使用する先住民であり、その多くが貧困層に属している西部地域のケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県における妊産婦や乳児の健康を改善すべく、保健医療施設において医療従事者が質の高い保健医療サービスを女性と乳児に対して提供することを目的とし、2008年に我が国に対して技術協力プロジェクトを要請した。同要請に基づき、2010年5月から6月にかけて詳細計画策定調査が行われ、要請の妥当性等の検証、本案件の枠組みや実施体制等が協議された。

上位目標	対象3県において女性(妊産婦)及び5歳未満のこどもの健康が改善される。
プロジェクト目標	対象3県において女性(妊産婦と母親)及び1歳未満のこどもが質の高い包括的保健医療サービスを受ける。
成果	1.各地域保健事務所の母子保健サービスの管理能力が強化される。 2.第三次レベルの医療サービスと連携して第二次レベルの出産施設(病院以外の出産施設、CAPやCAIMI)における周産期ケア(特に出産時の対応)及び第一次、第二次レベルにおける保健施設の母子保健サービスが強化される。 3.母子保健に関するコミュニティ活動が強化される。 4.プロジェクト活動の成果が保健省の母子保健政策実施のための戦略に貢献する。
活動	1-1. 各種事業のモニタリングとスーパービジョンが実施される。(1ヶ月に1回、モニタリングシートを用いた聞き取りを通じ、実践現場より地域保健事務所へのフィードバックが行われ、適切に記録される。) 1-2. モニタリングとスーパービジョンのツールが作成、承認、利用される。 1-3. 1-1-1-2の活動を踏まえ保健医療サービス改善のためのツールが作成され承認される。 2-1. 二次レベルの出産施設での出産数が2,000に増加する。 2-2. 乳幼児健診の受診率が20%増加する。 2-3. 産前健診(妊娠1期/妊娠中4回以上)の受診率が10%増加する。 2-4. 産後健診の受診率が20%増加する。 2-5. 371人の医療従事者が5回以上の研修を受講する。 2-6. 母子保健サービスに関する規準・プロトコルを適切に適用できる保健医療従事者の割合が50%に向上する。(チェックリスト等により評価) 2-7. プロジェクトで作成したチェックリストを用いた地域保健事務所によるモニタリングの結果において、評価が向上した出産ケアの割合が80%になる。 3-1. 母子保健啓発活動に参加する女性グループの結成数が65になる。 3-2. 2,000名のボランティアヘルスワーカー/伝統的産婆が研修を受け、1,400名以上の受講者が研修内容を実践に活かした活動を行う。 3-3. 研修を受け地域保健事務所に登録された伝統的産婆の数が1,100名に増加する。 4-1. 保健省中央での会議など他県への活動共有の機会や、ドナー会合などにおいて、プロジェクトの成果を発表し、プロジェクト成果について、発表参加者から肯定的に評価される。 4-2. 中央レベルと地域保健事務所の技術委員会を通して保健省から認可を受けたマニュアルを、他保健地域や他ドナーに対し配布し、その内容について肯定的に評価される。
投入	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣 チーフアドバイザー/地域保健:プロジェクトのリーダー的役割を果たす。具体的にはプロジェクト活動・成果の保健省へのフィードバックや、プロジェクト活動では地域保健事務所の管理能力向上に関する活動を行い、周産期ケアに係る活動には母子保健専門家と協調して取り組む。 母子保健:特に第一次・第二次レベルの施設における産前・産後検診、乳幼児健診を含む母子保健サービス全般に関する技術的支援を行う。また、コミュニティ活動については、母子保健の観点から健康教育専門家とともにあたる。 業務調整/健康教育:チーフアドバイザーらプロジェクト関係者の意見を確認しつつプロジェクト活動全体の調整を行う。また、コミュニティ活動について、母子保健専門家と協調してコミュニティレベルの活動を展開する。 その他:短期専門家(地域活動、母子栄養) ・研修受入 本邦研修、第三国研修 ・機材供与 車両、基本医療機材、研修用機材等 ・在外事業強化費 現地コンサルタント、研修実施、教材作成等 <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの配置(中央レベル:プロジェクトディレクターとして保健技術副大臣、プロジェクトマネジャーとして保健省病院副大臣、県レベル:3県保健事務所長、3県4病院長がカウンターパートとして配置されている) ・プロジェクト事務所スペースの提供、第三次中核病院の研修室の提供 ・プロジェクト事務所維持経費等 ・ローカルコスト <p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位目標 : 対象保健地域における保健計画が変更されない。 ・プロジェクト目標 : 深刻な災害・感染症が発生しない。 ・成果 : 対象世帯の家計が著しく悪化しない。 保健サービスのスタッフが安定している。 ・活動 : プロジェクトで研修を受けた人材が母子保健の向上のためにプロジェクトに関与し続ける。
実施体制	(1)現地実施体制 保健省が実施機関となり、中央レベルでは、保健技術副大臣がプロジェクトディレイク

ターとして配置されている。またプロジェクトマネージャーには保健省病院副大臣が着任している。県レベルでは、3県保健事務所所長、3県4病院長がカウンターパートとして配置されている。ケツアルテナンゴの西部第三次中核病院の一室を提供して実施している研修(准看護師研修、医師・看護師研修)において、プロジェクトのカウンターパートである産科及び小児科医師が講師として活動している。

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

- ・「グ」国「こどもの健康プロジェクト」(2005年10月～2009年9月、ケツアルテナンゴ県内6市)

活動概要は背景欄のとおり。なお、県内の保健センターには青年海外協力隊員が派遣され、プロジェクトの専門家が県保健事務所職員をカウンターパートとしてリファラルシステム全体の改善等に従事したのに対し、隊員はコミュニティレベルでの妊産婦ケア、小児栄養に関わる地域保健活動に従事した。

- ・中米・カリブ地域広域案件「看護基礎・継続教育強化プロジェクト」(2007年8月～2010年8月)

看護教育の標準化に向けて、看護基礎教育カリキュラム作成のための活動を実施。「グ」国カウンターパートはエルサルバドル国での看護師ファシリテーター養成研修を経て、国内で指導者を養成し、その指導者とで中央委員会・地方委員会を立ち上げ、看護教員及び臨地の看護師に対するカスケード方式の研修・モニタリングを行っており(取り上げるテーマの中には地域看護やリプロダクティブヘルスが含まれている)、中央での人材育成が地方の実践に反映されつつある。また、地方にリプロダクティブヘルス委員会が設立された。

プロジェクト名、ドナー、期間、対象県、実施機関

- ・こども及び妊産婦の栄養改善および農業生産改善

EU、2009年7月1日～2011年7月1日、Alta Verapaz・Baja Verapaz・Quiche、食糧安全保障庁

- ・妊産婦及び乳幼児死亡率の低下のための食糧安全保障

USAID、2006年10月1日～2011年9月30日、Baja Verapaz・Chimaltenango・

Huehuetenango・Quiche・San Marcos、NGO(複数)

- ・国家母子保健アンケートの実施支援

スペイン国、2008年12月1日～2011年6月30日、全国、保健省

- ・リプロヘルス強化及び妊産婦死亡率低下

オランダ国、2005年9月1日～2010年8月31日

- ・チマルテナンゴ県における母子保健

韓国、2008年6月2日～2010年6月2日、保健省

(2)他ドナー等の 援助活動



在外事務所主管案件

個別案件(専門家)

2014年12月17日現在

在外事務所 : グアテマラ事務所

案件概要表

案件名	(和)地域病院運営向上プロジェクト (英)Project for Improvement of management of Quiche Hospital
対象国名	グアテマラ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	貧困層の生活改善プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済開発
開発課題	貧困層の生活改善
プロジェクトサイト	キチエ県
協力期間	2012年11月01日 ~ 2014年10月31日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Public Health and Social Assistance

プロジェクト概要

背景 グアテマラ国(以下「グ」国)では、最貧困層の住民には医療サービスへの支出が困難な状況によるばかりでなく、病院への交通アクセスが限られることにより、同サービスへのアクセスが68%に留まっている。「グ」国の医療政策では、2020年までにすべての国民が等しく医療アクセスを得られるようになること、を目標としており、今政権の2012-2015の期間には保健省の強化、医療サービスの質向上、医療サービスにおける管理体制の強化等が挙げられている。

キチエ県サンタ・クルス・デ・キチエ市のサンタ・エレナ国立病院は「和平地域」といわれる「グ」国北部地域に位置しており、メソアメリカ計画(旧プラン・ペエブラ・パナマ)においても孤立した地域特性から開発が急務となっている地域に所在する。病院へは県内のみならず隣県のウエウエテナンゴ県、トニカバパン県、ソロラ県、ケツアルテナンゴ県からも患者が来訪しているが、十分な対応ができない。加えて、将来は周辺県をも管轄する地域病院に格上げとなる予定であり、レファレンス機能を持つ病院として医療の質の向上が求められている。

特に病院運営においては、正確な患者数、診断数、処置数、使用される医薬品数当が把握できておらず、病院の運営計画、予算計画が正確に立てられない状況にある。その原因は病院にて導入している患者基礎情報システムに病院職員が正確なデータをインプットできない、または複数のシステムを利用しているためシステム間でデータの統合が出来ていない、といった点が考えられている。

以上の状況から、サンタ・エレナ国立病院は病院運営にかかる各種事項の決定に有用な情報システムを整備することを通じて、サンタ・エレナ国立病院利用者の基本的なニーズの充足を達成することを目的とした本件をJICAに要請した。

上位目標 病院利用者のニーズに応える質の高い医療サービスを提供する病院運営モデルが推進される。
Promover un modelo de Gestión Hospitalaria para brindar una atención de Calidad y Calidez a los usuarios respondiendo a sus demandas de salud.

プロジェクト目標 病院運営に資する情報システムを整備することを通じて、サンタ・エレナ国立病院利用者の基本的なニーズが充足される。
Implementar un Sistema de Información Hospitalaria, que logra la satisfacción de las necesidades básicas de los usuarios del Hospital Nacional del Quiché.

成果	<ol style="list-style-type: none"> 医療サービスを受けた住民の保健衛生状況が反映され、サンタ・エレナ国立病院の実際のニーズに則した年間予算を算出するための、信頼性の高い適切なデータが取得される。 病院の生産性、収益、能率性及び医療サービスの質が明確になる。 <p>1. Se obtendran datos confiables y oportunos para conocer de mejor manera la realidad en salud de la poblacion atendida y sus determinantes, optando asi a un presupuesto anual acorde a las necesidades reales del Hospital Nacional del Quiche.</p> <p>2. Se evidenciarla la produccion Hospitalaria real, el rendimiento, eficacia, eficiencia y la calidad de la atencion prestada.</p>
活動	<ol style="list-style-type: none"> 現在のデータ収集システムを診断・評価し、既存のシステムの強化を図るか、新たなシステムを構築するか検討する。 病院情報システムにかかるソフトウェアをサンタ・エレナ国立病院コンピュータ機器に導入する。 サンタ・エレナ国立病院内における年間計画作成能力及び運営管理にかかる各種判断能力の強化を目指した、財務、人事、機材及び施設の運営管理のための情報収集、処理及び解析にかかる研修プログラムを実施する。 <p>2.1. 病院サービス毎に質のコントロールと情報管理についての業務遂行計画を策定する。</p> <p>2.2. 病院利用者の満足度にかかる調査を実施する。</p> <p>1.1. Diagnostico y evaluacion del sistema de recopilacion actual de datos para establecer, si se fortalece el actual sistema o se implementa uno nuevo.</p> <p>1.2. Elaboracion e implementacion del software especifico del sistema de informacion hospitalario en los equipos de computo del Hospital Nacional del Quiche.</p> <p>1.3. Ejecutar un Programa de Capacitacion, para la recopilacion, procesamiento y analisis de la informacion obtenida, para la gestion de recursos financieros, humanos, equipo e infraestructura que fortalezcan la planificacion anual y toma de decisiones dentro del Hospital Nacional de Quiche.</p>
投入	<ol style="list-style-type: none"> Elaboracion de un plan de implementacion, de control de calidad y vigilancia de la informacion mensual por servicio hospitalario. Realizacion de encuestas de satisfaccion de usuario.
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 専門家(ブラジル第三国専門家) 病院情報管理 研修・ワークショップ 専門家が実施する研修・ワークショップ開催費 ローカルコンサルタント コーディネーター、プログラミング <p>1. Expertos (Expertos de Brasil) Gestion de informacion hospitalaria</p> <p>2. Capacitacion y talleres</p> <p>3. Consultores locales.</p>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> -保健省、県保健管区及び病院関係者のC/P -執務スペース -必要設備(パソコン等機材及びインターネット環境) -設備メンテナンスに必要な費用 -Asignacion del personal de contraparte y del area administrativa del Hospital Nacional del Quiche. -Establecer el espacio para la Oficina del Proyecto para que los y las expertas puedan realizar su trabajo de acompañamiento y apoyo especifico. -Proporcionar los ambientes necesarios para realizar las capacitaciones pertinentes. -Asumir, durante la ejecucion del proyecto los costos administrativos y operativos necesarios: telefono, luz, internet, computadoras, equipos e insumos de oficina, etc.
外部条件	<p>外部条件:大幅な病院人事の変更が行われない。</p> <p>No hay cambios constantes del personal que sera capacitado de parte del Proyecto.</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	保健省中央及びキチエ県保健管区事務所と調整を行いながら、サンタ・エレナ病院が中心となって実施する。サンタ・エレナ病院勤務者は、医師59名、正看護師38名、準看護師138名、その他職員合わせて約400名。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1)我が国の援助活動(我が国とのスキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内にある血液検査が可能な病院のネットワークを構築、適宜に検査、輸血ができる体制を整える作業を進めるため、2007年度及び2009年度にはブラジル第三国専門家派遣(血液銀行機材使用、情報管理、臨床)や、本邦地域別研修(中米地域血液スクリーニング検査向上)を実施。
(2)他ドナー等の援助活動	<p>・IDB日本基金(JPO)にて全国14地方病院の医療機材整備及び施設改善、全国国立病院網における適正な医療廃棄物の処理、医療サービスの改善・適正な病院の運営管理及び医療機材のメンテナンス実施のための医療従事者に対する研修を実施している。</p> <p>なお、本プロジェクトにはサンタ・エレナ国立病院は含まれていない。</p>



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2013年07月03日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2(持続的監視システムの構築)
(英)Project for the Control of Chagas Disease (Establishment of Sustainable Surveillance System)

対象国名 グアテマラ

分野課題1 保健医療-その他感染症

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療

プログラム名 保健衛生及び基礎教育改善プログラム

援助重点課題 持続的開発

開発課題 社会サービスの向上

プロジェクトサイト [Aグループ: 高リスク/高負荷] チキムラ県、ハラパ県、フティアパ県、サンタ・ロサ県

署名日(実施合意) 2008年12月12日

協力期間 2009年07月01日 ~ 2012年06月30日

相手国機関名 (和)厚生省

相手国機関名 (英)Ministry of Health and Social Welfare

プロジェクト概要

背景

シャーガス病はサシガメという昆虫を媒介とする感染症であり、中南米に広く分布している。シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病であるとPAHO(米州保健機関)が位置づけており、グアテマラ国(以下「グ」国)における感染リスク人口は約210万人(総人口の約16%)と推定されている。中米7カ国及びPAHOは、「2010年までに中米におけるシャーガス病の感染を中断する」という目標を掲げた中米シャーガス病対策イニシアティブを1997年に開始した。

JICAは、同イニシアティブ推進のための各国による取り組みを支援するべく、「グ」国において2000年1月より個別専門家、青年海外協力隊(JOCV)、医療特別機材供与の組み合わせによりシャーガス病対策への協力を開始した。その後、この活動の成果を国内他地域へ展開するべく、2002年からは技術協力プロジェクト「シャーガス病対策プロジェクト」(2002年7月~2005年7月)を実施してきた。

2005年5月に実施された同プロジェクトの終了時評価調査では、殺虫剤散布による媒介虫駆除(アタック・フェーズ)を通して媒介虫の家屋内生息率の減少を達成し、感染リスクの低減に貢献していることが確認された。しかしながら、アタック・フェーズの成果を定着し、持続させるために必要となる住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)の確立(メンテナンス・フェーズ)に関しては、一部地域での試行段階に留まり、戦略的かつ体系的な監視システムの導入に際し、県保健管区の自立発展をいかに促していくかが評価時点での懸案とされた。

このような状況を受け、2007年度要望調査においてグアテマラ政府は我が国に対し、監視システムの強化にかかる技術協力の要請を提出了した。2回の事前調査を通して形成された本プロジェクトでは、媒介虫によるシャーガス病の感染中断に貢献するべく、国内の高リスク地域を対象地域とした監視システムの強化を目標とする。目標達成に向け、プロジェクトでは①監視システム強化のための国家指針の策定、②戦略的な運営計画策定能力の強化、③監視システムの運営、モニタリング・スーパービジョン(M&S)能力の強化を主要コンポーネントとした協力をを行う。

上位目標

対象県においてシャーガス病の媒介虫による感染が大幅に減少する。

プロジェクト目標	対象県において、住民参加型シャーガス病監視システム（以下、監視システム）(2)が強化される。
成果	<p>1.監視システムのガイドブックが開発される。</p> <p>2.シャーガス病担当部局が、監視システムの計画・運営・M&S・情報発信を行う能力を備える。</p> <p>3.県保健管区が、監視システムの計画・運営・M&Sを行う能力を備える。</p> <p>4.県保健管区において、監視活動地域の経験・知見を県内のその他地域と共有する。</p>
活動	<p>0-1プロジェクトの詳細設計、モニタリング・評価に必要なデータを得るためにベースライン調査を行う(3)。</p> <p>0-2上記0-1の結果に基づき、PDMで未決定となっている指標を設定する。 (ガイドライン)</p> <p>1-1既存の監視システムのガイドライン（プロトコルやマニュアル）をレビューする。</p> <p>1-2既存のガイドラインを更新し、研修やセミナーの開催を通じて普及を図る。</p> <p>1-3県保健管区の昆虫学的・疫学的監視活動を分析し、妥当性と機能度を査定する。</p> <p>1-4上記1-1、1-2、1-3をもとに監視システム強化戦略を策定する。</p> <p>1-5連絡報告の系統、報告様式、対応法選定基準、データベース等から構成される情報システムを設計する。</p> <p>1-6監視システムのための簡便なM&Sチェックリストをレベル毎に作成する（中央、保健管区、郡レベル）。（4） (シャーガス病担当部局：計画・運営・M&S・情報発信)</p> <p>2-1監視システムの年間運営計画を策定する。</p> <p>2-2上記1-6で作成したチェックリストを使用し、中央レベルと保健管区レベルにおける監視システムのM&Sを半年毎に行う。</p> <p>2-3情報システムを活用して、情報の収集・分析を行う。</p> <p>2-4県保健管区からの経験・知見を共有する。</p> <p>2-5監視システムの啓発・研修教材を開発する。</p> <p>2-6県保健管区の関係者に対し、監視システムの研修・セミナーを実施する。 (県保健管区：計画・運営・M&S)</p> <p>3-1県保健管区の技術チームの会合において、シャーガス病監視対策のテーマが取り上げられるようにする。</p> <p>3-2監視システムの持続性を確保するために、住民参加促進の仕組みを作る。</p> <p>3-3保健センター・保健ポストのスタッフ、保健ボランティアに対して、監視システムの研修を行う。</p> <p>3-4ETV年間活動計画を作成する</p> <p>3-5ETV年間活動計画に沿って、県保健管区が昆虫学的及び疫学的調査(5)を実施する。（能動的監視）</p> <p>3-6ETV年間活動計画に沿って、県保健管区内の関係者への報告、情報共有を定期的に行う。</p> <p>3-7保健センターと保健ポストが、住民により届け出られたサシガメの捕獲をETVに報告し、また、感染疑い例があった場合は監視ガイドブックに沿って対応する。（受動的監視）</p> <p>3-8上記1-5で設計された情報システムに県保健管区が監視活動の結果を入力する。</p> <p>3-9上記1-6で作成したチェックリストを使用し、郡レベルにおける監視システムのM&Sを行う。 (監視経験共有)</p> <p>4-1シャーガス病担当部局が、各県保健管区の協力を得て、監視活動のグットプラクティスを収集する。</p> <p>4-2シャーガス病担当部局が、監視活動の経験・知見の共有のためのワークショップを実施する。</p>
投入	
日本側投入	<p>＜人的投入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家：チーフアドバイザー、業務調整/住民参加 ・短期専門家：地域保健、保健教育、医昆虫学、シャーガス病対策、IEC <p>＜資機材＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト車両 ・バイク ・コンピュータ ・プロジェクター ・デジタルカメラ ・血清検査用キット等 <p>＜必要経費＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材作成費 ・研修・ワークショップ経費 ・運転手・アシスタント傭上費 等
相手国側投入	<p>＜人的投入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート：媒介虫対策課シャーガス病対策サブプログラム担当官、媒介虫対策課医昆虫班長、 　　国立疫学センター媒介虫監視疫学官、対象10県の県保健管区長 ・その他の人材：県保健管区の疫学医、ETVコーディネーターおよびETV班、ISA（環境衛生調査官）とTSR（農村保健技官）のコーディネーター、統計担当官、看護師、健康教育担当官、リプロダクティブヘルス技術ユニット、サービス拡大プログラム技術ユニット、厚生省各保健センター、保健ポストの医師・看護師等、保健ボランティア、殺虫剤散布員 <p>＜資機材＞ 前プロジェクトで供与済みの機材（車両、殺虫剤散布器・スペアパーツ等）、バイク殺虫剤、殺虫剤散布器、血清検査用キット 等</p> <p>＜施設＞ プロジェクト事務所および駐車スペース</p> <p>＜必要経費＞ 車両・バイクの維持管理費・保険料・燃料代、プロジェクト事務所の運営費（電気代、水道代、通信費）、厚生省職員の出張旅費、等</p>

1. 上位目標達成のための外部条件：シャーガス病対策が継続して厚生省の優先事項となる。

外部条件

血清検査の質が低下、あるいは損なわれない。シャーガス病に関する診断・治療の質が厚生省のイニシアチブにより改善される。

2. プロジェクト目標達成のための外部条件：深刻な災害および他の感染症の大流行によりシャーガス病対策の資源が損なわれない。

3. 成果達成のための外部条件：プロジェクトにより研修を受けた厚生省関係者がシャーガス病対策に従事し続ける。シャーガス病リスク地域で、サービス拡大プログラムを受託しているNGOが監視システムの強化に参画する。

実施体制

(1)現地実施体制

厚生省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。

①プロジェクト・ディレクター：厚生省技術担当副大臣
②副プロジェクト・ディレクター：厚生省保健基準局長、厚生省統合ケア(SIAS)局長、厚生省国立疫学センター長(CNE)
③プロジェクト・マネージャー：厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課長、厚生省国立疫学センター疫学監視部長
④カウンターパート：厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課シャーガス病対策担当官、厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課医昆虫班長、厚生省国立疫学センター疫学監視部伝染病ユニット媒介虫監視担当疫学官、厚生省各県保健管区長
国内支援委員会有「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」
委員構成(3名)：疫学／情報管理(委員長)、地域保健／住民参加、昆虫学

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

1. 「グ」国に対するシャーガス病対策関連の協力は以下のとおり。

- ・個別専門家、青年海外協力隊(JOCV)、医療特別機材供与「シャーガス病対策協力」(2000年～2002年度)
- ・技術協力プロジェクト「シャーガス病対策プロジェクト」(2002年7月～2005年7月)
- ・フォローアップ協力「シャーガス病対策」(2006年度)
- ・青年海外協力隊(JOCV)「感染症対策」(2002年～2007年度)
- ・地域別研修「血液スクリーニング向上」(2006年～2010年度)
- ・2011年3月現在、「グ」国対象県保健局等へJOCV(感染症対策)7名を派遣中。

2. 以下の近隣国において、シャーガス病対策技術協力を実施してきている。

- ・ホンジュラス及びエルサルバドル(2011年3月で技術協力プロジェクト自体は終了)
2003年～ シャーガス病対策プロジェクトフェーズ1+JOCV
2008年～ シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2+JOCV
- ・パナマ これまでJOCV(感染症対策や村落開発普及員)5名を派遣した。
- ・ベリーズ 2011年3月より短期JOCV(感染症対策)3名を派遣中。

(2)他ドナー等の援助活動

- ・WHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)
- ・PAHO/WHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)
- ・IDB/チョルティ市連合会「健康なコミュニティ、健康な学校」(シャーガス病対策にかかる健康教育支援)



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2014年06月03日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト
(英)Strengthening Water Associations and Community Development

対象国名 グアテマラ

分野課題1 水資源・防災-地方給水

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-公益事業-上水道

プログラム名 西部高原地域農村生活改善プログラム
援助重点課題 持続的開発(東京宣言FU)
開発課題 地域間格差是正

プロジェクトサイト トニカパン、ケツアルテナンゴ、ソロラ、ウエウェウテナンゴ、チマルテナンゴ、その他

署名日(実施合意) 2010年01月21日

協力期間 2010年04月01日 ~ 2013年05月21日

相手国機関名 (和)地方振興庁

相手国機関名 (英)Instituto de Fomento Municipal

プロジェクト概要

背景

「グ」国(以下「グ」国)では、地方開発振興庁地方水道計画実施部(INFOM-UNEPAR)が地方部の給水施設を整備し、各給水施設を利用する住民によって設立された給水委員会が施設の運営維持管理を行う。INFOM-UNEPARは、給水委員会の設立支援と、その後の運営維持管理に関する指導・助言を行っている。

「グ」国では、1999年から2003年にかけて約1400の給水施設が建設され、その多くが湧水を水源とした簡易な自然流下方式の給水システムである。しかし、森林伐採や農地開発等の影響を受け、湧水の減少(特に乾期)が顕著となり、安定した水源の確保が難しく、地方部での給水率の改善は困難な状況となっている。近年になって地下水の開発による施設整備の必要性が高まっており、INFOM-UNEPARは我が国の無償資金協力(2004~2007年度)を得て地下水探査に関わる調査機器や深井戸掘削機等の調達及び14サイトで地下水給水施設を整備した。2003年まで地下水を水源とする施設は35が建設されてきたが、その実施体制の增强により年間20の地下水給水施設の整備が可能となっている。一方で、地下水を水源とする場合、湧水と異なりモーターポンプで揚水をするため運転コストがかさみ、また、ポンプ等の機器の運転・保守が必要となる。そのため地下水利用の給水委員会は、機器類の維持管理に加えて水料金の徴収等の財務的な管理等、湧水を利用する場合と異なるノウハウを必要としている。

加えて、「グ」国では、2008年に「上下水道公共サービス国家計画」が大統領府水審議会の承認を得て発効することとなった。この計画は地方部、都市部(県庁所在地)及びグアテマラ首都圏について、6つのプログラム(①上下水道の公共サービスへのアクセスの拡大と改善、②生活用水の水質の立ち入り検査、モニタリングと改善、③上下水道に関する教育・啓発と社会開発、④上下水道施設の運営維持管理の改善、⑤上下水道に関する経験と教訓の普及、⑥上下水道の公共サービスの情報提供、モニタリング、教育の拡充)から構成されている。地方部においては、給水サービスを受けていない住民の10%(780,000人)のために2011年までに上下水道施設を整備する計画が、プログラム①に示されている。また、プログラム④では、地方給水施設の運営維持管理面に携わる給水委員会の組織化、住民参加等の能力強化が示されているなど、本プロジェクトの方向性と一致している。

以上のような状況を踏まえ、「グ」国政府は、今後増加し続ける地下水利用の給水委員会の組織強化や能力開発のために、研修教材・マニュアル類を整備し、独自に研修を実施する体制を強化する必要性が高まっていることから、技術協力プロジェクトを我が国に要請した。これ

	<p>を受けて、JICAは、2009年2月に詳細計画策定調査団を派遣し、技術協力の枠組みについて合意、2009年11月のR/D署名を経て、2010年4月から本プロジェクトを開始した。</p>
上位目標	地方開発振興庁地方水道計画実施部(INFOM-UNEPAR)の支援により、地方部の給水委員会(地下水給水施設を利用)の給水施設に係る運転・維持管理能力が強化される。
プロジェクト目標	INFOM-UNEPARの3地方事務所(南西事務所、中央事務所、北西事務所)が所掌する給水委員会(地下水給水施設を利用)を支援する能力が向上する。
成果	<p>1.地下水給水施設の運営・維持管理に関する研修実施体制が構築される。 2.パイロットサイト(*)から選定された5つのモデルサイト(**)での活動を通じて有効な研修プログラムが開発される。 3.研修プログラムに基づいた給水委員会支援活動を実践できるようになる。 (*)パイロットサイト:我が国の無償資金協力によって地下水給水施設が整備された14サイト。 (**)モデルサイト:上記14パイロットサイトの中から、給水委員会の組織水準や財務状況・給水施設状況・コミュニティの人口規模や女性の参加といったコミュニティの特色を考慮して選択された4つのサイト。</p>
活動	<p>1-1 14パイロットサイトのベースライン調査(運営管理状況・社会条件調査、給水施設・井戸調査)を行う。 1-2 INFOM-UNEPAR本部及び地方事務所職員に対する研修プログラム(案)を作成する。 1-3 下記の研修教材、マニュアルを整備(新規作成、既存改訂)する。 1-3-1 地方給水事業要請の審査方法、事業計画作成方法、モニタリング・評価方法 1-3-2 給水委員会の指導に関する知識・理論 1-3-3 井戸改修のための車輌・機材の維持管理 1-3-4 GISデータベースの構築を含めたサイト情報管理 1-3-5 給水委員会メンバー向けの委員会運営方法 1-3-6 給水委員会メンバー向けの給水施設・機材維持管理方法 1-4 給水施設・機材に係る応急措置を行う。 1-5 研修プログラム及び研修教材、マニュアルを開発するための活動計画を作成する。</p> <p>2-1 INFOM-UNEPAR本部及び地方事務所職員に対する以下の研修を行う。 2-1-1 地方給水事業要請の審査方法、事業計画作成方法、モニタリング・評価方法 2-1-2 給水委員会の指導に関する知識・理論 2-1-3 井戸改修のための車輌・機材の維持管理 2-1-4 GISデータベースの構築を含めたサイト情報管理 2-2 モデルサイト5ヶ所を選定しOJTによる研修を行う。 2-2-1 給水委員会の運営に係る指導実習を行う。 2-2-2 給水委員会による給水施設・機材の維持管理に係る指導実習を行う。 2-2-3 各サイトでモニタリングを行う。 2-3 上記の進捗及びモニタリング結果を受け、研修プログラムを開発する。</p> <p>3-1 残り9ヵ所のパイロットサイトの給水委員会を強化する。 3-2 14パイロットサイトのインパクト調査(運営管理状況・社会条件調査、給水施設、井戸調査)を行う。 3-3 14パイロットサイトを支援した際の成功・失敗事例集を作成する。 3-4 給水委員会、INFOM-UNEPAR、自治体による実施体制のあり方についての提言をまとめれる。</p>
投入	<p>日本側投入</p> <p>1.日本人専門家 総括/地方給水計画、副総括/研修計画監理、地下水管理/水理地質/GIS、給水委員会運営管理、住民啓発/衛生啓発、給水施設/機材維持管理、業務調整、通訳(8名)</p> <p>2.現地傭人 上記日本人専門家の指導科目に係る現地傭人(複数名)</p> <p>3.資機材 GISサーバー＆ソフト(3セット)、井戸モニタリング用水位計(3台)、サイト用簡易水質検査機器一式(3セット)、研修及び啓蒙活動用プロジェクター(3台)、GPS(3台)、ノートパソコン(3台)、コピー機(1台)、ハードディスク(1台)、スキャナー(1台)、ソフト(6式)、レーザープリンター(3台)、プリンター(3台)、電話機(1台)、AutoCAD(3式)、エアリフト用アクセサリー(1式)、レベル(3台)、塩素濃度計測定器(3台)</p>
相手国側投入	<p>1.人件費 カウンターパート、コーディネーター、電気技師、社会プロモーター、運転手、秘書</p> <p>2.施設、資機材 ・プロジェクト事務所(日本人専門家用) ・研修場所 ・オフィス機材 ・移動用車両</p> <p>3.その他 ・カウンターパート・出張経費 ・調達機材関連税負担</p>
外部条件	<p>1.前提条件</p> <p>1.1「<u>グ</u>」国政府の地方給水整備に関わる地下水利用に係る政策が大幅に変更されない。</p> <p>1.2.水資源に悪影響を与える異常気象に見舞われない。</p>

- 2.成果達成のための外部要因
 2.1.大幅なINFOM-UNEPAR職員の人事異動が生じない。
 2.2.INFOM-UNEPARカウンターパート予算が遅滞なく準備される。
- 3.プロジェクト目標達成のための外部要因
 3.1.開発された研修プログラムがプロジェクト実施後に新規雇用されるINFOM-UNEPAR職員に対し適切に実施される。
 3.2.14サイトの各給水委員会が裨益住民の信認を得ている。
- 4.上位目標達成のための外部要因
 4.1.INFOM-UNEPARの組織上の機能が変更しない
 4.2.INFOM-UNEPAR職員による指導を受けた給水委員会の担当者が継続的に業務に従事する。

実施体制

- (1)現地実施体制
 1.プロジェクト監督機関:地方開発振興庁 (Institute de Fomento Municipal: INFOM)
 2.プロジェクト実施機関:地方開発振興庁参加の地方水道計画実施部(Unidad Ejecutora del Programa de Acueducto Rurales: UNEPAR)
- (2)国内支援体制
 なし

関連する援助活動

- (1)我が国の
 援助活動
 1.グアテマラ国中部高原地下水開発計画調査(1995)
 2.無償資金協力「地方地下水開発計画」(2007年3月終了):同案件のソフトコンポーネントでは、INFOM/UNEPAR農村社会管理ユニットへのマニュアル活用の説明会を行った経緯がある。
 3.SV:「水資源開発」(2009年12月現在派遣中):配属先であるINFOM/UNEPARの地下水開発ユニットへ配属となり、水理地質分野でデータの分析や井戸掘削知識にかかる技術移転を行う。
- (2)他ドナー等の
 援助活動
 IDBは2008年から2013年までの期間において、INFOM-UNEPARを実施機関としたRural Water Investment Programmeを実施中(56百万米ドル)で、追加案件として Water and Sanitation Programme for Human Developmentをスペイン政府との連携のもとで、実施する予定である。水衛生施設インフラ構築と並んで、組織運営強化とコミュニティ開発等を狙ったソフト・コンポーネントにも総予算(50百万米ドル)の10~20%を投資することによって、「グ」国の地方、都市周辺部を対象とした水衛生サービスを総合的に改善することを目的としている。また「グ」国ではUNICEFを始め、WHO、UNDPなどが地方給水の政策分野や水質・衛生分野での活動を行っており、これらのドナー機関は「グ」国での水衛生サービスの総合的な改善を目的としている。



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2017年05月11日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)地方自治体能力強化プロジェクト
(英)The Project for the Capacity Development of Local Governments

対象国名 グアテマラ

分野課題1 ガバナンス-地方行政

分野課題2

分野課題3

分野分類

プログラム名

援助重点課題

開発課題

計画・行政-行政-行政一般

貧困層の生活改善プログラム

貧困地域の社会・経済開発

貧困層の生活改善

プロジェクトサイト

・以下の市をパイロット市として支援対象市とすることを検討中。

サンマルコス県(シビナル市、イシュチグアン市)

ウエウエテナンゴ県(サンミゲルアカタン市、テクティタン市、サンファンイシコイ市)

キチエ県(サンバルトロメホコテンアゴ市、カニジャ市、ウスタンパン市)

署名日(実施合意) 2012年12月17日

協力期間 2013年03月15日 ~ 2016年09月30日

相手国機関名 (和)大統領府企画庁

相手国機関名 (英)Secretariat of Planning and Programming of the President

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国では、1996年の内戦終結及び和平協定以降、歴代政権は貧困削減に取り組んできた。しかしながら人口に占める貧困層の割合は53.7%と依然として高く、特に地方部に貧困層が集中している。そのため、同国政府は貧困削減の取り組み強化及びそれを通じた国内格差の是正を重要課題と位置付けている。

こうした背景の下、同国政府は「地方分権化法」を2002年に制定し、以来、地方分権を通じた地域開発に取り組んでいる。また同2002年に「都市農村開発審議会法」を制定し、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行うための仕組みとして、国及び地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付けている。各レベルに設置する開発審議会を通じて公共政策立案プロセスへの国民の参加を促し、より地域住民のニーズに沿った開発計画が策定されることを目指している。

2012年1月、同国ではオットー・ペレス・モリーナ(愛國党)政権が発足し、政権公約「改革のための3アジェンダ2012-2016」では「治安」「経済開発」「インフラ整備」「社会包摶」「持続的農村開発」の5つの柱が掲げられており、「飢餓撲滅(Hambre Cero)」が「社会包摶」の中に位置づけられている。当該Hambre Cero政策では、所管省庁として2012年1月に社会開発省を新設し、2015年までに慢性的栄養不足を10%削減することを目標に掲げ、166の自治体を対象としてプログラムを実施予定である。右政策実施にあたって、現政権は前政権に引き続き、地方分権化を通じた地域開発を重視している。特に市は、住民に最も近い存在であることから、新政権の重点政策を反映させた市の開発計画として「地方自治体計画(Local Government Plan/Plan de Gobierno Local)」及び「年次計画」を策定することを促し、市にはそのための開発予算を割り当て、セクターに囚われない包括的な開発事業の実施を求める等、大きな期待を寄せていく。

しかしながら、市は財政・組織・行政能力が依然として低く、分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かしきれておらず、他の組織との調整も十分に行えていない状況にある。

こうした状況に対し、JICAは貧困地域の若手市長及び地方自治体の行政担当者、地元NGOや住民組織のリーダーを対象とした国別研修「公共政策の立案能力向上」を2005年から2007年まで実施し、地域社会発展のための政策決定や実施に資する能力強化に取り組んだ実績がある。また2010年から2012年にかけて個別専門家を派遣し、同国西部の3県8市の地方公務員の能力強化を目的とした研修を実施し、各市の参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動の実施に対する支援を行ってきた。グアテマラ国政府は、研修を受けた若手職員及び地方自治体の行政担当官、地域住民リーダーが、習得した知識や「生活改善アプローチ」をそれぞれの現場で取り組む状況を認知すると共に、JICA支援の成果を高く評価し、今般我が国に対し農村地域の総合開発のための支援要請が行われた。これに応えるため、生活改善アプローチを始めとする過去のJICA支援の成果を参考しつつ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価に対する支援を実施するものである。

上位目標	パイロット市において市民の生活状況が改善する。
プロジェクト目標	パイロット市において社会開発事業の計画策定・予算化・実施・M&E(モニタリング & 評価)が改善する。
成果	<p>成果1:プロジェクトの実施体制が構築され、社会開発事業実施のためのマネジメントの枠組みが整備される。</p> <p>成果2:各パイロット市の能力評価結果に基づき、社会開発事業に係るプロジェクトサイクルマネジメントの手法が体系化される。</p> <p>成果3:パイロット市幹部、市職員、地域住民リーダーの社会開発事業に係るプロジェクトサイクルマネジメントについての知識が向上する。</p> <p>成果4:パイロット市の市幹部、市職員、地域住民リーダーの社会開発事業のプロジェクトサイクルマネジメントの実施能力が向上する。</p> <p>成果5:パイロット市における社会開発事業のアプローチの理解が促進される。</p> <p>成果6:パイロット市から得られたグッドプラクティスと経験をパイロット市及びその他の市で共有するための仕組みが構築され、機能する。</p>
活動	<p><活動数が多いため以下要約して記載></p> <p>活動1:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの関係者の責任、義務、役割を明確化した上でSEGEPLANが中心となり、JCCを立ち上げる。 ・パイロット市の市長と合意文書を締結し、パイロット市を決定し、SEGEPLANの県事務所及びパイロット市を中心として、県調整委員会及び市調整委員会を立ち上げる。 ・グアテマラ国における社会開発事業の実施体制につき、ガイドブックに取り纏め、プロジェクトのエンドライン調査を実施する。 <p>活動2:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が社会開発事業を実施するに必要な手続及び手続に関連し、SEGEPLAN及び関連省庁により実施されている研修、関連するガイドライン、マニュアル、研修教材についての把握を行う。 ・社会開発事業のプロジェクトサイクルマネジメント手法に関する手続やフォーマットを補完するためのガイドブックや教材を作成する。 ・SEGEPLANはプロジェクトで作成したガイドブック、教材を承認し、関連機関と共有する。 <p>活動3:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の社会開発事業の関係者に対する研修計画(モニタリング計画、文書管理基準、生活改善グループの能力診断基準を含む)を作成する。 ・上記研修計画に基づき研修を実施する。 ・国内外の先進事例を分析するための研修を実施し、研修のモニタリングを行う。 <p>成果4:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット市が地方自治体計画と年次計画に記載されたパイロットプロジェクトの整合性を確認する。 ・パイロット市の優先されたコミュニティの住民に対し、生活改善アプローチの啓発活動を行い、問題の把握を行うと共に、パイロットプロジェクトの策定、実施を行う。 ・市の県連部署に対し、文書管理に関する技術的支援を行う。 <p>成果5:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの支援を受けつつ、パイロット市のコミュニティに対し、市の社会開発事業及び生活改善アプローチに関する啓発活動を実施する。 <p>成果6:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験共有ワークショップ開催のための計画書を作成し、ワークショップを開催する。 ・パイロット市で実施した社会開発事業のグッドプラクティスを取り纏め、SEGEPLANのHPに掲載すると共に、普及セミナーを実施する。
投入	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家(業務調整/地方行政) ・短期専門家(チーフ/ガバナンス、参加型開発) ・第三国専門家(総括、文書管理、ファシリテーター、生活改善、SEGEPLAN県事務所コーディネーター3名) ・機材供与 ・本邦研修 ・第三国研修 ・在外事業強化費 <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトダイレクター ・プロジェクトマネージャー ・副プロジェクトマネージャー ・パイロット市のある各県コーディネーター ・生活改善普及員

外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室、駐車場 ・国内研修参加旅費 ・社会開発事業実施経費 <p>成果達成のための外部条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) パイロット市における治安が著しく悪化しない。 2) パイロット市における生活普及員が継続的に雇用される。 3) 自然災害(洪水、地滑り等)がプロジェクトに大きな影響を与えない。 <p>プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) パイロット市における交付金が著しく減額されない。 <p>上位目標のための外部条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) グアテマラ国における経済状況が著しく悪化しない。 			
	実施体制			
	<table border="0"> <tr> <td>(1)現地実施体制</td><td>現地諮詢委員会</td></tr> <tr> <td>(2)国内支援体制</td><td>国内支援委員会</td></tr> </table>	(1)現地実施体制	現地諮詢委員会	(2)国内支援体制
(1)現地実施体制	現地諮詢委員会			
(2)国内支援体制	国内支援委員会			
関連する援助活動				
(1)我が国の 援助活動	2005年-2007年:国別研修「公共政策の立案能力の向上」 2010年-2012年:個別専門家「貧困削減に向けた地方行政能力強化アドバイザー」			
(2)他ドナー等の 援助活動	世界銀行とIDBが共同で地方行政の能力強化を目的とする借款「Project to Support a Rural Economic Development Program」を実施している。本プロジェクトとの関係性においては、SEGEPLANはその資金を活用し、SEGEPLANの県事務所にコーディネーターを配置し、地方自治体による地方自治体計画の策定作業に対する支援を行っている。また当該支援の一環として、SEGEPLANは各県のコーディネーターと共に、地方自治体計画の策定のための教材策定、研修を実施している。			



本部主管案件

技術協力プロジェクト

2018年03月07日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)地場産業振興プロジェクト
(英)Project for Promotion of Local Industries

対象国名 グアテマラ

分野課題1 民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題2
分野課題3
分野分類 商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名 地域活性化プログラム
援助重点課題 貧困地域の社会・経済対策
開発課題 地域活性化
プロジェクトサイト グアテマラ西部地域3県(ケツアルテナンゴ、トニカパン、ソロラ)
署名日(実施合意) 2009年12月14日
協力期間 2010年06月01日 ~ 2013年10月03日
相手国機関名 (和)経済省
相手国機関名 (英)Ministry of Economy

プロジェクト概要

背景 グアテマラ国(以下グ国)において、中小零細企業はグ国の生産活動を行う割合で全体の3分の2を占め、国内総生産の37%を産出し、労働人口の85%を創出するなど雇用創出及び貧困問題解決において多大な貢献をしており、当該セクターの育成と業務改善を進めることは重要かつ優先課題となっている。

グ国政府は中小零細企業開発政策に沿って、グ国の中零細企業が大規模な企業と同等の条件で活動し、国内市場及び国際市場開放がもたらすあらゆる機会を利用できるようになることを念頭に置き、当該セクター支援機関である経済省中小零細企業開発総局により、生産性と競争力を強化することを目的とした活動を進めている。当該セクターに配分される国家予算額が国内総生産の0.13%に過ぎない状況の中で、効率良く効果的な支援を実施するためには、様々な支援団体間を繋ぐ組織の構築及び調整を行うことが求められている。また、これら団体が連携して中小企業への支援提供、販売促進、調整を行うメカニズムを強化することにより、財政支援条件や市場へのアクセスの改善、研修や技術協力の実施等、当該セクターの強化につながる機会提供を増やし相乗効果を上げることが期待されている。

これら課題解決のため、2007年度にグ国政府から我が国政府へ技術協力プロジェクトの要請を越したことを受け、JICAは2008年8月にプロジェクト形成調査を実施し、本件実施の妥当性を確認した。その後、我が国政府は同案件を採択し、2009年8月には詳細計画策定調査を実施し、グ国政府の意向及びプロジェクト内容や実施体制等について合意し「本邦研修」と「長期専門家による運営支援」の投入を主体とした技術協力プロジェクトを開始することとなった。

上位目標 地場産業支援をするための施策案が提出される。

プロジェクト目標 グアテマラ西部地域3県(ケツアルテナンゴ、トニカパン、ソロラ)において、地場産業を振興するための行政及び諸組織間の協力体制が強化される。

成果 1)地場産業振興支援制度案が策定される。
2)地場産業振興を支援する人材の能力が開発される。
3)地場産業振興支援制度および開発された人材能力が活用され、機能することが実証される。

活動	<p>1-1 地場産業支援制度、支援人材に対するベースラインサーベイ実施 1-2 ステークホルダーに対する日本の地場産業支援制度の理解促進普及 1-3 セミナー・研修の成果に基づく地場産業振興支援制度の改善案作成</p> <p>2-1 各ステークホルダーの能力を活用した現地技術補完研修の実施組織および研修対象組織の選定 2-2 研修教材・カリキュラムの策定支援 2-3 経営管理、品質管理、マーケティング等における現地研修の実施 2-4 現地研修成果のモニタリング・評価、改善</p> <p>3-1 地場産業振興支援制度、開発された人材能力の活用と機能を実証するためのパイロット事業実施に向けた計画 3-2 パイロット事業の実施 3-3 パイロット事業成果のモニタリング・評価 3-4 上記評価に基づく制度の改善案作成</p>
投入	<p>日本側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 長期専門家(地場産業振興) 2) 短期派遣専門家(必要に応じ) 3) 本邦研修(C/P研修約40名) 4) 機材(車両、コピー機、PC等、その他の必要な機材) 5) 調査団(終了時評価調査団等) <p>相手国側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) プロジェクトダイレクター(経済省次官) 2) プロジェクトマネージャー(中小企業開発総局ダイレクター) 3) カウンターパートパーソナル(中小企業開発総局スタッフ) 4) アドミニスト레이ティブパーソナル(秘書、ドライバー、その他必要な人員) 5) 執務スペース(首都及びケツアルテナンゴ市) 6) 執務環境(電気、電話、インターネット接続、家具、その他必要な家具等) 7) その他必要な施設 <p>外部条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ほとんどの帰国研修生が、引き続き地場産業振興に従事する
実施体制	<p>(1)現地実施体制 経済省中小企業開発総局、対象市の市地域経済振興局(OMDEL)</p> <p>(2)国内支援体制 立命館アジア太平洋大学(APU)</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>1) JICAボランティア「村落開発普及員」「市場調査」「デザイン」派遣中。 ボランティア派遣地域は、本案西部高原地域を本拠地として全国で地域振興に取り組むNGO「グループ・ヘストーレス・ネットワーク(全国民生委員会)」への派遣が行われている件の対象地域と重なっており、連携が期待される。 2) JICA技プロ「高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画」 2006.10～2011.9月 西部高原地域の農業技術普及体制の構築を目的としており、本案件の対象地域と重なっており、連携が期待される。 3) JICA技プロ「中小零細企業政策支援強化プロジェクト」2009年度実施(予定) グ国において、日本の経験を参考に中小零細企業の現状把握、モニタリング、支援策のインパクト評価、経済省による様々な中小企業支援サービスの審査・認証制度等の構築や実施における支援を行う予定であり、本案件との連携が期待される。 4) JICA国別研修「公共政策の計画立案の能力向上」2005～2007年、個別専門家「貧困削減に向けた地方行政能力強化」2009～2011年度実施(予定) グアテマラ内戦の和平協定締結後における治安改善や行政能力の強化を目的に、「市民の安全保障と地方公共政策の立案・執行能力の強化」を柱にした本邦研修が実施された。また、帰国研修生が市長に就任した3市や、地方自治体への支援を担う大統領府企画庁の能力向上を図る個別専門家が派遣される予定である。3市は本案件対象地方自治体と近隣地域であり、連携が期待される。</p> <p>1) 借款プログラム「農村からの経済開発プログラム」 (IDB: US\$ 3000万: 2008～2010、世銀: US\$ 3000万: 借款) 大統領府企画庁の調整のもとで、経済省も含めた複数の政府機関が農村の経済開発に取り組むプログラムで、先住民族がその殆どを占める小規模農業従事者等を対象とした生産連鎖の形成支援がコンポーネントの1つになっている。ソロラ、トトニカパン、ケツアルテナンゴ県を含む8県を対象に実施され、社会投資基金及び経済省との調整の下、インフラ整備、クレジットへのアクセス強化、企業化促進、市場情報整備等を行っている。</p> <p>2) 借款プログラム「農村からの経済開発プログラム」 (スウェーデン国際協力機構: \$ 550万: 2006～2009: 借款) 大統領府企画庁と経済省が、「農村からの経済開発プログラム」の立ち上げにかかる同プログラムの計画作成、カウンターパート機関組織強化、生産連鎖パイロット案件を実施をした。</p> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p>



本部主管案件

個別案件(専門家)

2013年07月09日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)西部高原地域農村生活プログラムマネージャー (英)Advisor in Territorial Planning and Design, Implementation and Evaluation of Projects
対象国名	グアテマラ
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ケツアルテナンゴ県、ソロラ県、トニカパン県
協力期間	2012年04月01日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)大統領府企画庁
相手国機関名	(英)The Secretariat of Planning and Program

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下「グ」国)では36年に及ぶ内戦を経て1996年末に和平協定が締結された後、民主化及び貧困削減に取り組んできたが、住民のニーズを反映させた開発事業の実施における経験が浅く、長年続いてきた貧富の格差の解消は容易ではない。大統領府企画庁(SEGEPLAN)は、県及び市の開発計画を参加型で作成している。これらの計画は開発審議会制度を通じて実施されると共に、地域開発計画と国家計画及び国家予算との連係化が図られている。さらに、SEGEPLANはパリ宣言に従って援助効果向上に取り組んでおり、県レベルでもドナー調整を実施する予定である。このような状況のもと、県事務所の調整能力強化が課題となっている。

上記を背景として、グアテマラ政府は日本政府に対し、西部3県をパイロット県として、県内の開発プロジェクトの計画や調整におけるSEGEPLAN県事務所や開発審議会等の能力強化を支援する専門家の派遣を要請するに至った。

なお、JICAは「西部高原地域農村生活改善プログラム」を西部3県(ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県)において展開中である。本プログラムでは農村部における生活改善を図る手段として、食糧の安全保障、安全な水の供給、保健サービスと基礎教育の提供、質の高い生活を目指すための生計向上等に取り組んでおり、人々の生活そのものに焦点を当てた分野横断的な協力を実行している。

上位目標

西部高原地域における農村地域の生活が改善される。

プロジェクト目標

「西部高原地域農村生活改善プログラム」が戦略的かつ効率的に実施され、高い効果が発現する。

成果

1. プログラムに含まれる事業のパイロット地域において、住民の生活の改善に取り組むにあたって必要な市役所の機能が強化される。
2. プログラムに含まれる事業に関し、プログラム対象地域内で成果の普及・活用が促進される。
3. プログラムにおける生活改善の事例が、中央関係省庁やプログラム対象地域内で共有される。

活動	<p>1-1 対象3県内でこれまでに協力実績のある8市(技術協力プロジェクト「高原地域先住民等小農に向けた農業普及体制構築計画プロジェクト(PROETTAPA)」対象市)とマンコムニダ(市長連合)の開発計画をレビューする。</p> <p>1-2 新市長及び関係者に市開発計画の改定ニーズを確認する。</p> <p>1-3 市開発計画の改定ニーズのある市で、市民参加型のワークショップを実施する。</p> <p>1-4 各市関係者の市開発計画改定に協力する。</p> <p>2-1 対象3県内のJICA優良・失敗連携事例を調査し、成功要因・失敗要因を分析する。</p> <p>2-2 市の開発計画に取り込まれることを念頭に、JICAの生活改善における優良連携事例を各市関係者等に対して報告する。</p> <p>2-3 C/P等の関係者を対象としたプログラム調整全体会議を年2回実施し、優良事例を紹介し、連携のための各機関の活動紹介を行う。</p> <p>3-1 SEGEPLAN(大統領府企画庁)関係者と農業省、保健省、教育省、経済省等で、プログラムの進捗状況を確認する。</p> <p>3-2 SEGEPLANによるプログラム内の優良事例、失敗事例の収集および成功要因、失敗要因の分析の指導・助言を行う。</p> <p>3-3 SEGEPLANによるプログラム進捗状況報告書、優良・失敗事例集の作成の指導・助言を行う。</p> <p>3-4 INFOM(地方開発庁)と連携してワークショップを開催し、プログラム経験を省庁関係者及び対象地域関係者と共有する。</p>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家の派遣 2. 在外事業強化費 <ol style="list-style-type: none"> (1)ワークショップの実施 (2)ローカルコンサルタント傭上(市開発計画改定ニーズの把握)等
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. C/Pの配置 2. 専門家執務室の確保 3. ローカルコスト
実施体制	
(1)現地実施体制	各県事務所は、代表1名、プロジェクト評価担当1名、IT担当1名、秘書1名から成る。また、現在は市・県開発計画の作成を支援するためのコンサルタントが各事務所に2~3名配置されている。SEGEPLAN本庁でのフォーカルポイントは地域開発局。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>「西部高原地域農村生活改善プログラム」の下、2011年12月現在、以下の技術協力プロジェクトが実施中あるいは実施済である。</p> <p>「中米/カリブ地域看護基礎・継続教育強化プロジェクト」(2011年8月終了)</p> <p>「高原地域先住民等小農に向けた農業普及体制構築計画プロジェクト(PROETTAPA)」(2011年10月終了)</p> <p>「ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県、母とこどもの健康プロジェクト」</p> <p>「給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト」</p> <p>「地場産業振興プロジェクト」</p>